

別 紙

武雄市まちなみ創造事業業務委託 仕様書

1. 委託業務名 武雄市まちなみ創造事業業務委託
2. 委託場所 武雄市武雄町地内
3. 委託期間 業務委託締結の日から平成30年2月28日まで

4. 業務内容

本事業は平成27年度から武雄温泉駅北部市街地を中心に取り組みが行われている持続可能なまちづくりを目指す事業である。

平成27年度に、フィールドワーク調査や事業素案の策定、既存物件を活用した拠点の企画及び開設、調査報告会等を実施した。

平成28年度はプロジェクトの名称、ロゴ等のブランディングツールの作成、市外のクリエイターを招聘するクリエイターインレジデンスプログラムの実証実験、地場産業者とクリエイターのコラボレーションに関する勉強会等を行い、地域の住民を巻き込みながら事業を展開してきた。

平成29年度は持続可能なまちづくりの展開を見据え、平成30年度以降も民間事業者主体で本事業を推進することを念頭に事業を実施する。具体的には平成28年度に引き続き、クリエイターインレジデンス事業の実施に加え、武雄温泉駅北部市街地及び、保養村において、実際の空き物件等のさらなる活用を行い、賑わい創出に向けて民間事業者誘致を目指す。

(1) 事業の概要

- ①新たな雇用を創出する等地域に根差したまちづくり事業の運営
- ②空き店舗、空き家等の既存物件を活用したクリエイターインレジデンス事業の実施
- ③遊休公共ストック（保養村エントランス、旧スカイバスのぼるくん駅舎）の活用、民間事業者の誘致
- ④上記②、③以外の空き店舗、空き家等の具体的な活用事業の実施
- ⑤平成28年度に開設したHP及び、facebook ページ等にて定期的に本委託事業及び、武雄の魅力の情報発信の実施
- ⑥その他イベント等の実施

(2) 業務報告及び成果品

- ①業務定例報告（月報・翌月10日までに報告）
- ②イベント時業務報告（イベント終了後10日以内に報告）

③成果品（7. 成果品参照）

5. 業務内容における留意点

- ①事業の実施にあたっては、行程表の日程に基づいて実施するものとする。なお、それぞれの事業の実施内容について原則、1ヶ月前までに担当部署の承認を得て実施するものとする。
- ②イベント等を実施した場合は、業務定例報告とは別に10日以内に報告書を担当部署に提出するものとする。
- ③事業に必要な消耗品、備品等の購入・レンタルについては原則、受託事業者が事業費の中から支出するものとする。
- ④業務記録（写真、映像）等については、受託事業者にて撮影等を行い、業務報告等と合わせて担当部署に報告するものとする。
- ⑤4.（1）③、④については、平成29年12月までに行うものとする。
- ⑥4.（1）⑤については、1週間に1回以上の情報発信を行うものとする。
- ⑦業務の遂行にあたっては地元住民や事業関係者と合意形成を行いながら実施するものとする。
- ⑧主たる事業目的がソフト事業であり、施設整備費・備品購入費等のハード経費を計上する場合は、事業費総額の1/2以内とする。

6. 提出書類

- （1）業務着手時
 - ・工程表
 - ・責務責任者届
- （2）業務完了時
 - ・業務完了届
 - ・成果品及び、成果品引渡書

7. 成果品

- （1）武雄市まちなみ創造事業委託業務報告書（A4版） 1部
- （2）上記（1）及び使用資料等のデジタルデータ
（Microsoft Word、Excel、Power Point 形式及びPDF形式とする。） 1式
- （3）報告書の様式、使用する字体等については、受託先の任意のものとする。
- （4）成果品の納入場所は、担当部署とする。

8. 委託業務の実施体制

受託業者において、4.（1）①～⑤を実施するものとする。

9. その他留意事項

- (1) 成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 業務のために収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合は別途協議するものとする。
- (4) 本仕様書に明記のない事項その他不明な点については、担当部署と協議の上決定する。
- (5) 委託業務に係る経費について、委託者が執行状況に関して領収書等の開示を求めた場合、受託者は開示に応じるものとする。

10. 個人情報の取扱い

発注者及び受託業者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受託業者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。

- (1) 個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。
- (2) 受託業者は、本業務により取得した個人情報(発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了(解除の場合も含む)した後においても同様とする。
- (3) 受託業者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。
- (4) 受託業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了(解除の場合も含む)した後においても同様とする。
- (5) 受託業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。
- (6) 受託業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う業務を再委託してはならない。
- (7) 受託業者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生又は発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- (8) 受託業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後(解除の場合も含む)速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去を指示した時は当該指示に従うものとする。
- (9) 受託業者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受託業者における取得個人情報等の管理状況について随時、受託業者に対して取得個人情報等の取扱いについて報告を求め、又は調査することができ

るものとする。

1 1. 担当部署

武雄市 営業部 商工課 担当：犬塚、山下
 観光課 担当：古田、浦郷

〒843-8639

佐賀県武雄市武雄町大字昭和1-1

TEL 0954-23-9183 (商工課)

0954-23-9237 (観光課)

FAX 0954-23-7102